

議員提出議案第 1 号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 2 1 日提出

提出者	大口町議会議員	酒 井 廣 治
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
〃	大口町議会議員	柘 植 満
〃	大口町議会議員	岡 孝 夫
〃	大口町議会議員	齊 木 一 三
〃	大口町議会議員	宮 田 和 美
〃	大口町議会議員	丹 羽 勉
〃	大口町議会議員	倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が平成 2 4 年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

- 2 常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する。
- 3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委員の選任)</p> <p><u>第6条</u> 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p><u>2</u> 常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する。</p> <p><u>3</u> 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p><u>4</u> 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>5</u> 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。</p> <p><u>6</u> 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p><u>7</u> 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第4条（常任委員の任期）第2項の例による。</p>	<p>(委員の選任)</p> <p><u>第6条</u> 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p><u>2</u> 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。</p> <p><u>3</u> 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p><u>4</u> 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第4条（常任委員の任期）第2項の例による。</p>

改正要旨

1 改正の目的

これまで、委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていたが、地方自治法の一部改正により一つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことから、本条例を改正します。

2 改正の概要

地方自治法から削除され、委員の選任に関する次の内容を条例で追加します。

- (1) 議員は、少なくとも一つの常任委員となること。
- (2) 常任委員及び議会運営委員は、議会において選任すること。
- (3) 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任すること。

3 施行期日

公布の日から施行します。